

オーナー社長（株主）の認知症・相続対策

「家族信託」

～ 事業承継編 ～

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

一般社団法人 家族信託普及協会

家族信託専門士（第1期）

平成15年司法書士事務所開設

埼玉司法書士会所属（会員番号第921号）

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート会員

会社経営には株式が重要

- 会社にとって重要なことは、株主総会の決議で決めます。
- 普通決議
議決権を行使可能な株主の議決権の過半数を定足数とし、出席株主の議決権の過半数
 - 取締役の選任・解任、監査役の選任、（代表取締役の選定）、計算書類の承認
- 特別決議
議決権を行使可能な株主の議決権の過半数を定足数とし、出席株主の議決権の3分の2以上
 - 定款変更（本店移転、目的変更、商号変更）、合併、非公開会社の新株発行

株式が重要

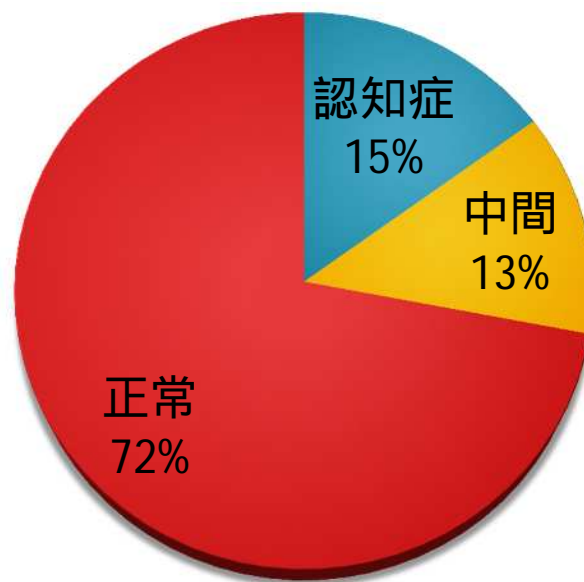
- 株式の議決権行使ができないと会社経営に支障がでる
- 株式を何株もっているかが重要

会社の事業承継

- 株主の相続が開始したらどうなるか？
- 株主が認知症になったらどうなるか？

認知症は他人事ではない

認知症患者の割合



厚労省研究班発表（平成24年）

65歳以上の高齢者人口 3079万人

認知症462万人 + 予備軍400万人 = 862万人

65歳以上の4人に1人が認知症を発症する可能性あり

株主が認知症になったら？

- 株主総会決議ができない。
会社にとって重要な決定ができない
- 代表取締役だけ後継者に変えておいてもダメ
- 株主が認知症になったら自動的に後継者に株主の地位が移る訳ではない
- 株主が認知症になると重要なことが決められなくなり、会社経営がデッドロック（行き詰まる、先に進まなくなる）になる。

勝手に決議したことにする？

- 株主が判断能力がなくても、勝手に書類を作って決議したことになれば良いのでは？
- 私文書偽造、公正証書原本不実記載罪
- 懲戒請求や損害賠償請求されるので、司法書士も登記を断る



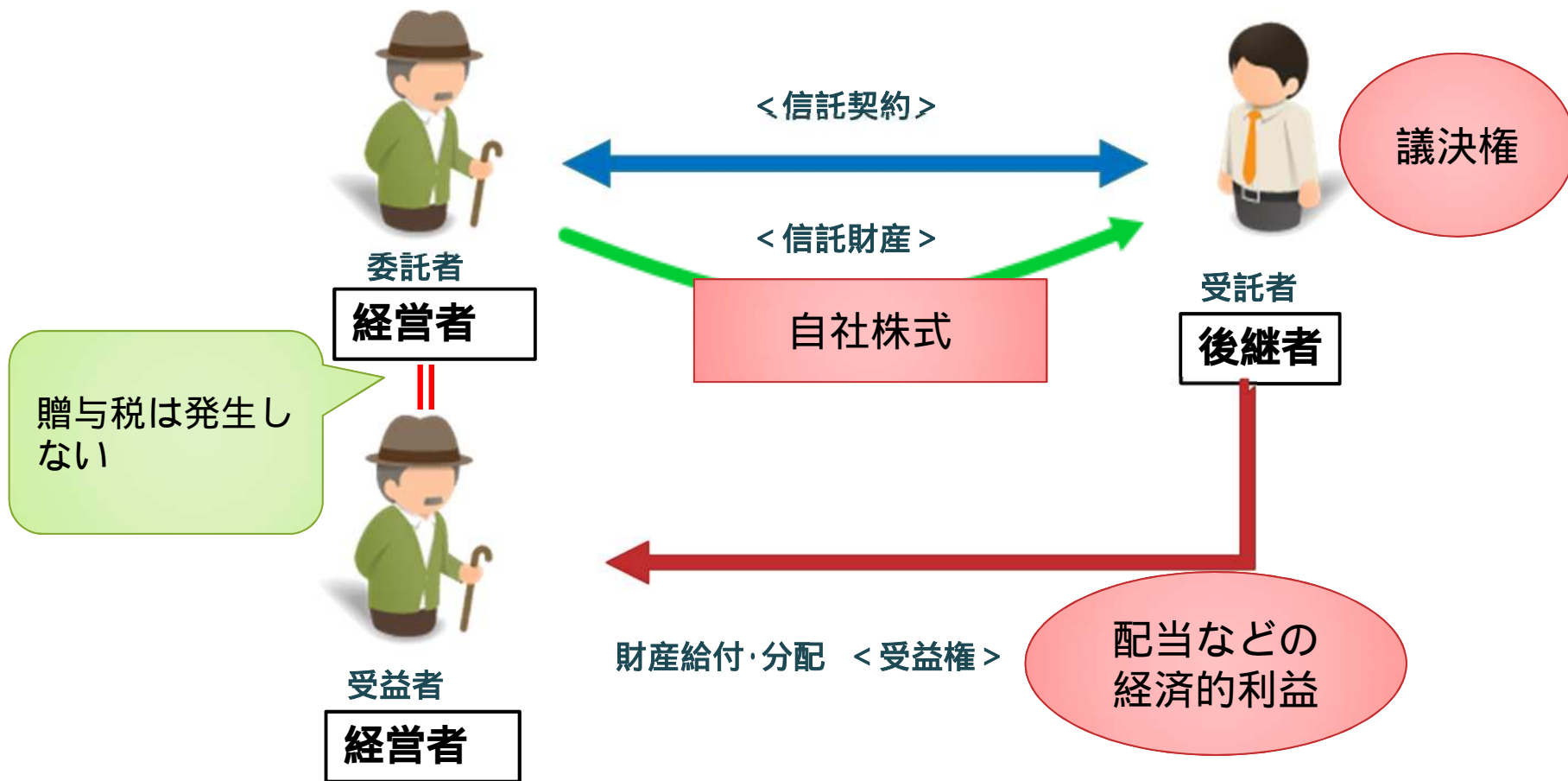
成年後見人をつければ良い？

- 財産が多かったり、親族間で争いがあると**専門職後見人**（弁護士、司法書士）がつく可能性が高い
- 第三者である**専門職後見人**に**会社経営**ができるのか？
- 親族が後見人になれたとしても、後見人の仕事は本人ために**財産を守る**こと
- 議決権行使は**暫定的（保全的）**な範囲内のみ

任意後見人を予め選んでおく？

- 予め任意後見契約を公正証書でしておけば、認知症になった後に、自分の選んだ人が任意後見人になる。
- 任意後見契約書の一般的な雛形に議決権行使の記載がない。
- 予め記載した代理権目録の内容に限定
- 議決権行使はやはり暫定的なもの
- 任意後見人が選ばれない事例もある
- 家庭裁判所に申し立ててからのタイムラグ
- 任意後見監督人の監督、家裁の解任権

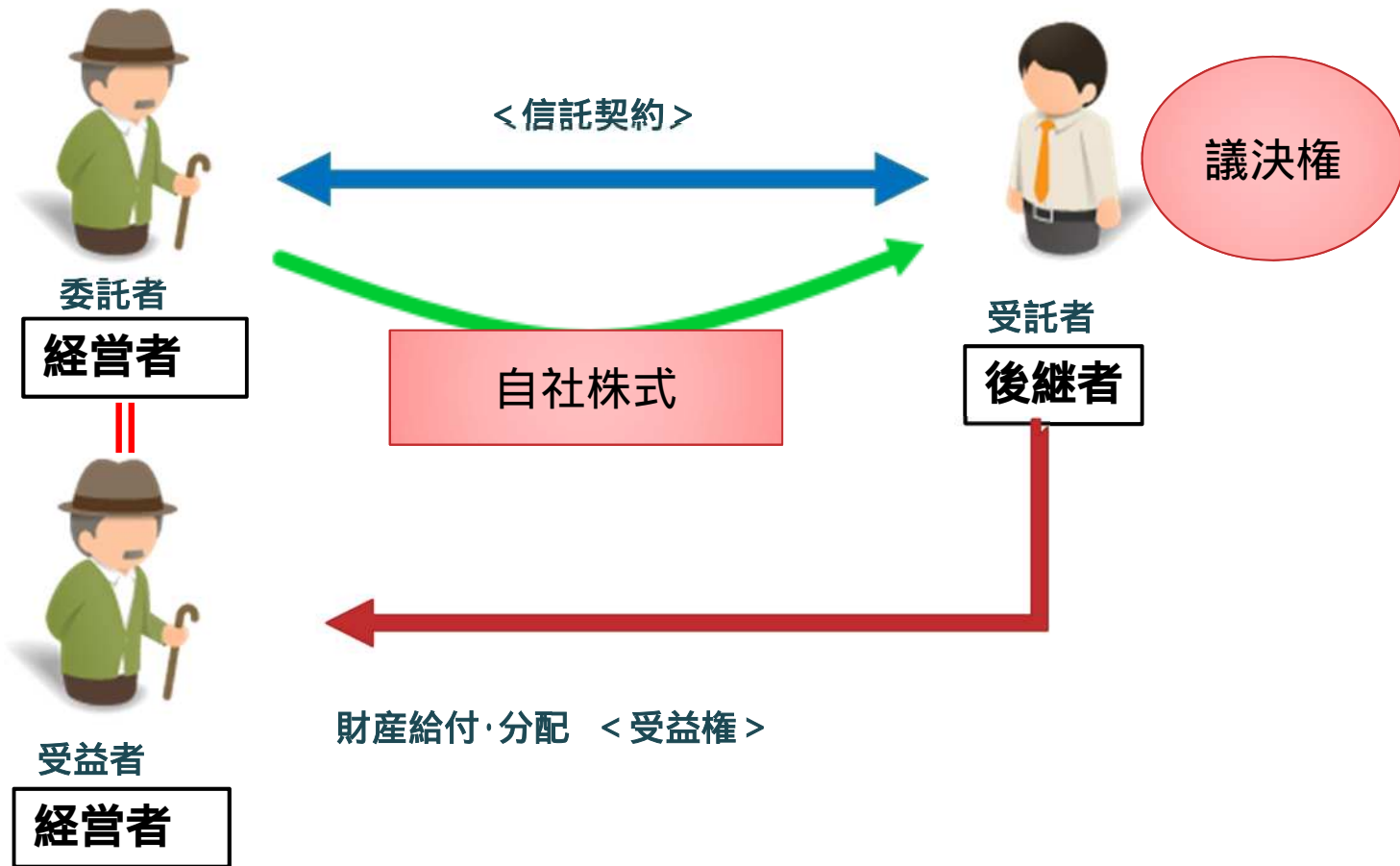
家族信託を自社株式に活用！



- 委託者：財産を託す人
- 受託者：財産を託される人（形式的な所有者）
- 受益者：信託財産から生じた成果の給付を受ける人（実質的な所有者）
- 受益権：信託財産から生じた成果の給付を受ける権利と監督権

- 株式を後継者に信託することによって、経営者（株主）が認知症になっても受託者である後継者が議決権を行使できる
- 成年後見制度を使わなくても良いので、後見人や家庭裁判所に口出しをされずに済む
- でも、元気なうちは自分で議決権行使したい...

経営者を指図権者にしておく

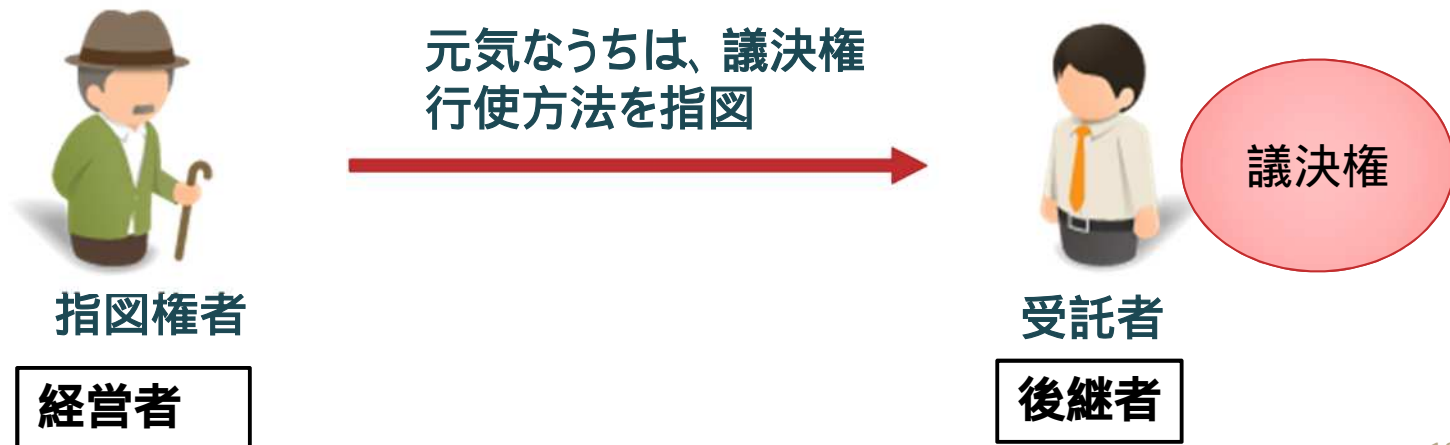


指図権者：

受託者に対して議決権行使について指図できる人

経営者が認知症になったら 後継者が議決権行使

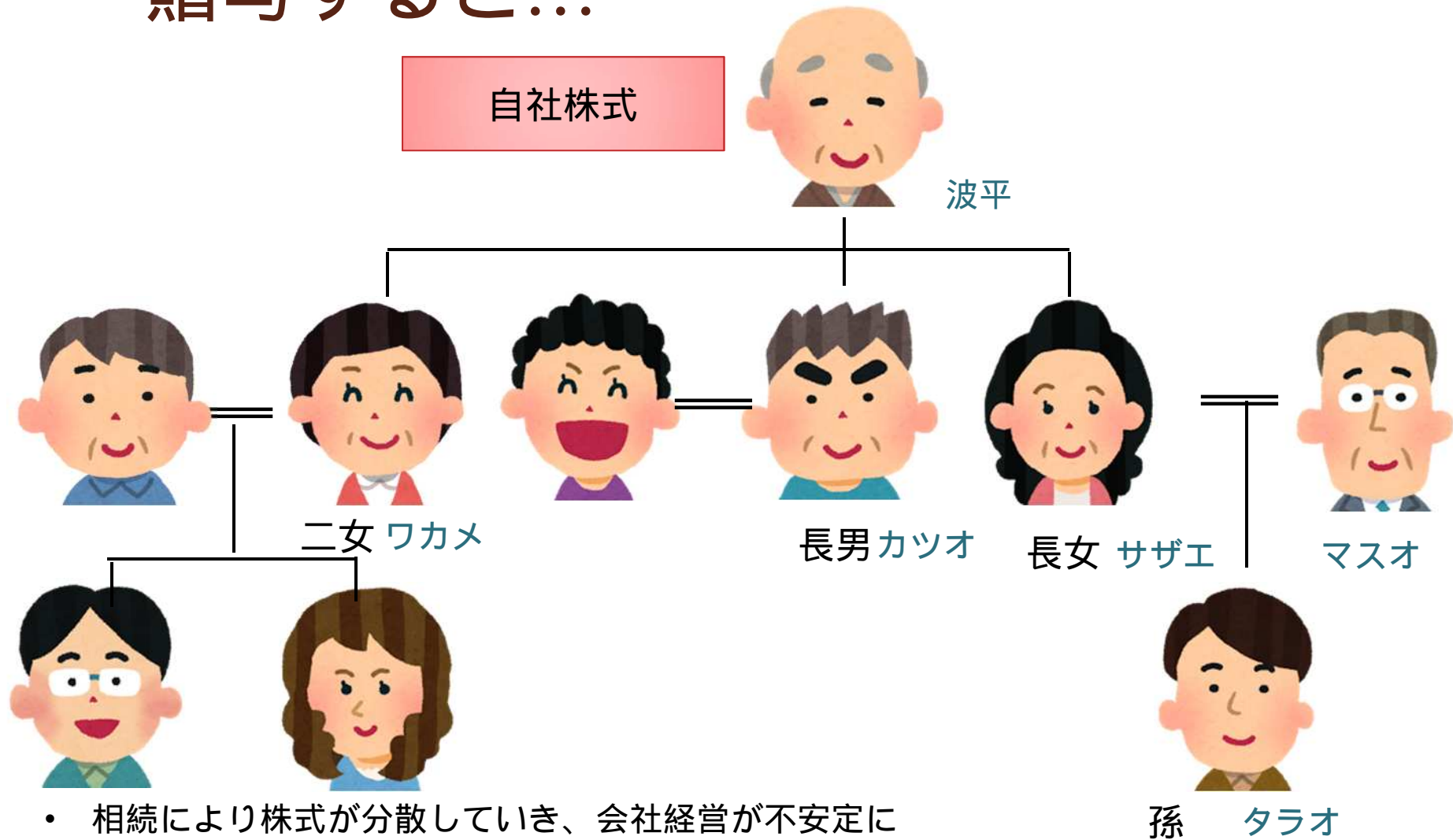
- 経営者を指図権者にしておいて、受託者に議決権行使について指図する
- 認知症等になって、指図ができなくなったら、受託者である後継者の判断で議決権行使をする



株式を贈与することによっての メリット

- 家族信託なら贈与税がかからない
- 経営者が元気なうちは、経営者が議決権の行使方法を決められる
- やめることができる（やめるときも、経営者に株式が戻るのであれば、贈与税はかからない）
- 後継者の方が先に亡くなってしまった場合に、後継者の変更ができるようにも設計ができる

相続税対策のため、むやみに株式を 贈与すると...



- 相続により株式が分散していき、会社経営が不安定に
- 分散した株式を回収するのは大変
- 何代か世代を重ねると誰が株主かもよく分からなくなる可能性あり

家族信託は...

- **信託銀行は関係ない**
家族信託では財産を託されるのは**家族**
- **信託銀行のいう遺言信託**
遺言書作成 + 保管 + 遺言執行 をするサービスであり
信託とは関係ない
- **投資信託ではない**
家族信託は、多くの場合、
円満・円滑な財産管理・財産承継が目的

信託とは

財産管理の一手法

財産を持っている人（**委託者**）が、自分が信託する人（**受託者**）に財産を託して、定められた目的にしたがって財産を管理・処分してもらい、財産から得られる利益を定められた人（**受益者**）へ渡す仕組み

信託目的の例：

委託者が営む事業において、円滑な議決権行使を含む経営の安定及び円満円滑な事業承継を図ること

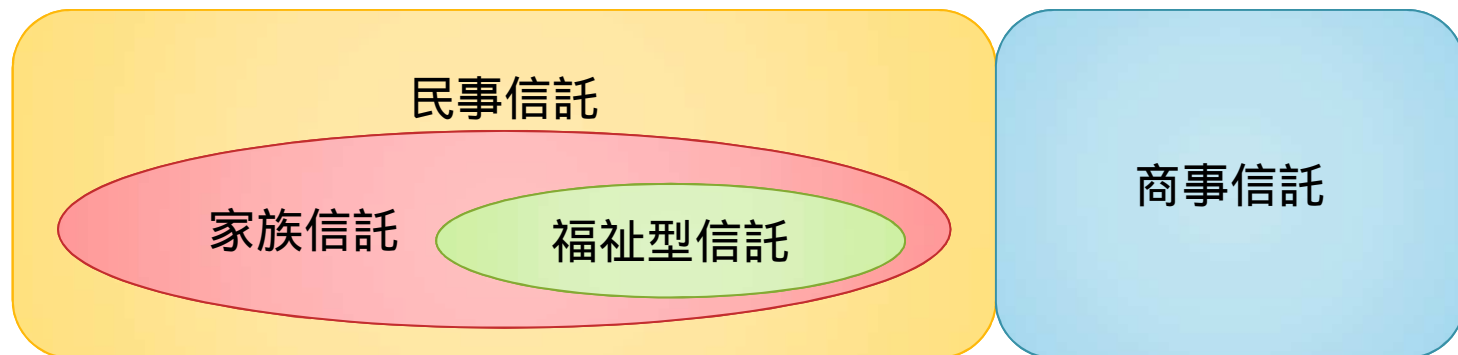
家族信託等の定義

- 「**民事信託**」とは、信託業の免許を持たない受託者に任せる信託の俗称

信託業の免許を持つ受託者に預ける信託を「営利信託」「商事信託」という。つまり、受託者が報酬を得て“営業”として行う信託
商事信託は、信託業の規制の下に行われる！

- 「**家族信託**」とは、民事信託の中でも、家族・親族を受託者として託す仕組み。

つまり、“家族型の民事信託”の俗称であり、いわば「家族の家族による家族のための信託」と言えます。



信託銀行でなくともできる？

営業でなければ

誰でも受託者（財産を託される人）

になれる。

営業：受託者が不特定多数を相手に反復・継続して信託の引受け（信託の受託）を行い、その報酬を得ようとする場合

* 家族信託の受託者でも報酬をもらうことは可

信託法

第7条（受託者の資格）

信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。

民事信託の場合には**誰もが受託者**になることができる。

信託業法

第1条（目的）

この法律は、**信託業を営む**者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を諮り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

信託の方法

A) 契約による信託（信託法 3 条 1 項）

- 委託者と受託者との間で信託契約の締結
- 生前から発動させ財産管理や相続税対策を実行する

B) 遺言による信託（信託法 3 条 2 項）

- 委託者の死亡により発効
- 受託者の事前承諾は不要

C) 自己信託（信託法 3 条 3 項）

- 委託者 = 受託者のスキーム
- 公正証書等で作成しないと効力が生じない
（“信託宣言”ともいう）

契約による信託のイメージ



株式は名義書換え

磯野波平
受託者磯野カツオ

司法書士は他人の財産管理の補助ができる（司法書士法29条、同法施行規則31条）
家族信託のスキーム設計ができる

信託すると株式の所有権は

所有権 **権利**と**名義**に分かれる



信託すると



- 株式は経済的利益を受ける権利（経営者）と、議決権（後継者）に分かれる
- 配当などの利益は、最終的には受益者に行く

信託設定時の課税問題

財産の実質的所有者は受益者

委託者 = 受益者（自益信託）

~~贈与税・不動産取得税~~



委託者兼
受益者



受託者

委託者 ≠ 受益者（他益信託）

贈与税課税！（みなし贈与）



委託者



受託者



受益者

信託設定時に委託者と受益者が別人なので贈与税課税

自己信託の活用例



(非上場) 株式 経営者

後継者

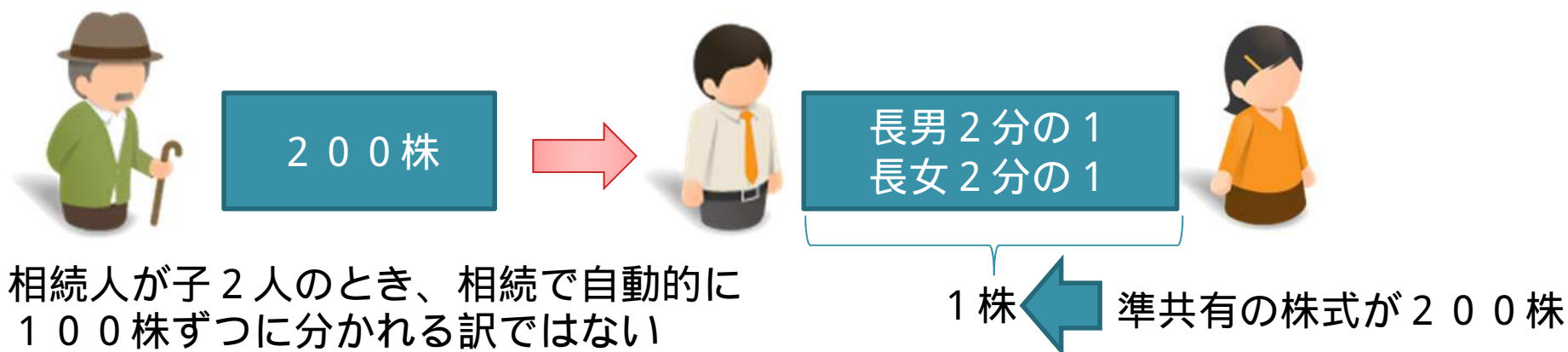
議決権は受託者が行使

信託設定時に委託者と受益者が別人なので贈与税課税

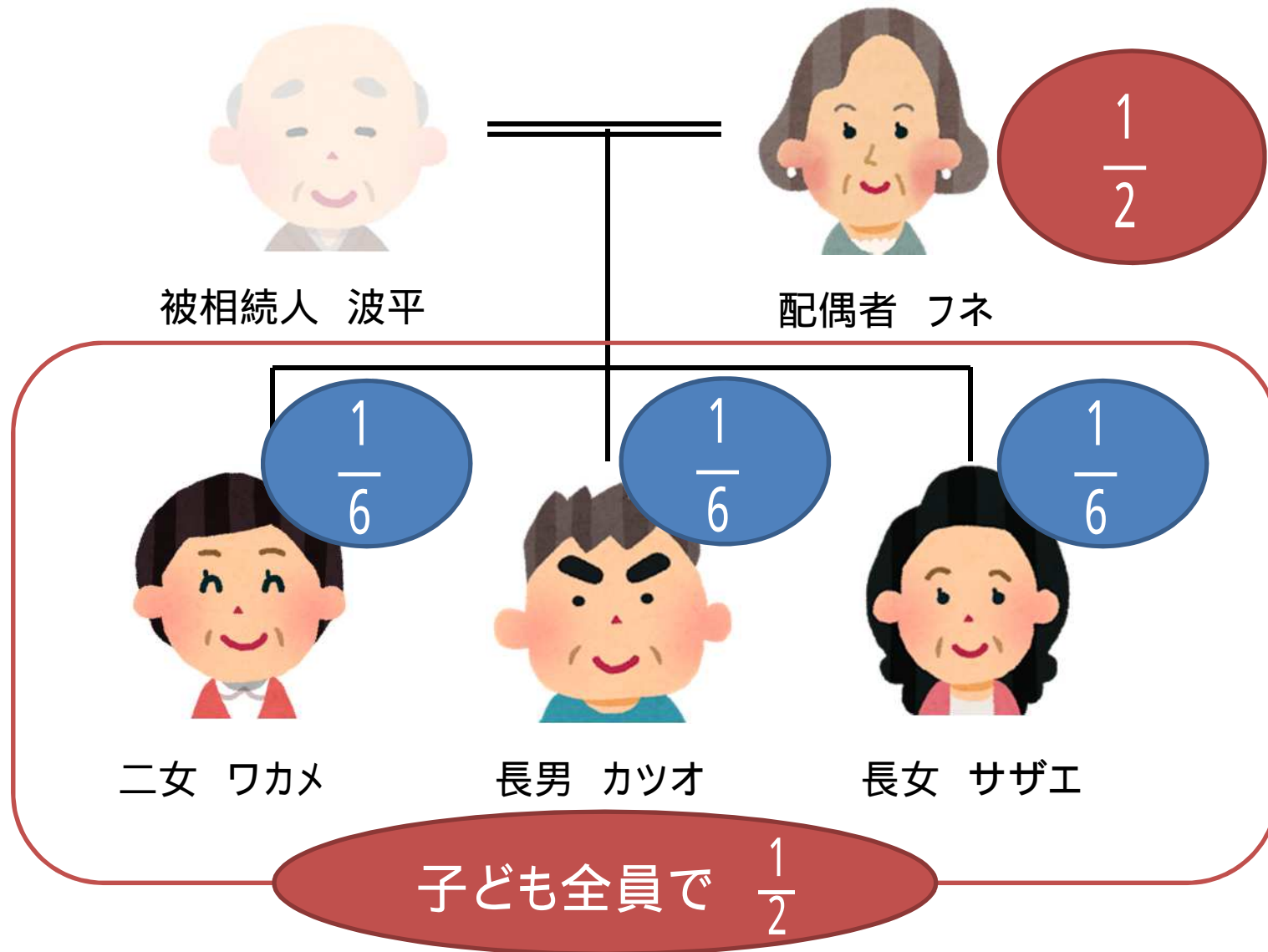
- 会社経営者が、株価の評価が低いので、今のうちに後継者に株式を贈与したい
- でも、経営権（議決権）はまだ自分に残しておきたい
- 株式を自己信託して、受益者は後継者にする。自分は受託者となり、議決権を行使できる。
- 議決権も後継者に渡したくなったら、信託を終了させて、残余財産（株式）を後継者に帰属させる

自社株式の相続問題

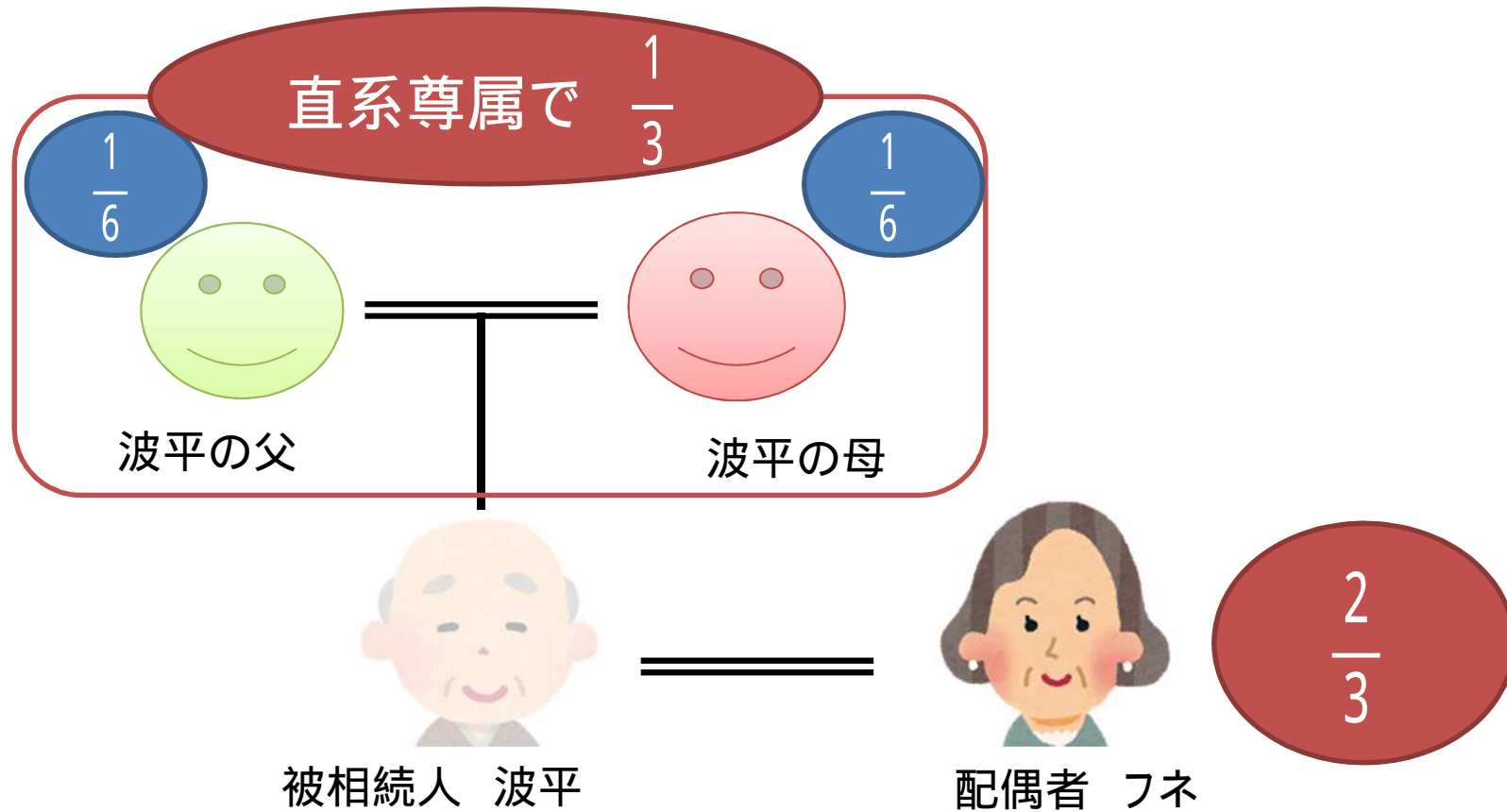
- 遺言書がなければ、法定相続人が法定相続分で準共有
- 株式が準共有状態では、遺産分割協議がまとまらない限り、**持分価格の過半数で権利行使者を決める**
- 持分価格が過半数に満たないと権利行使者が決められずデッドロック



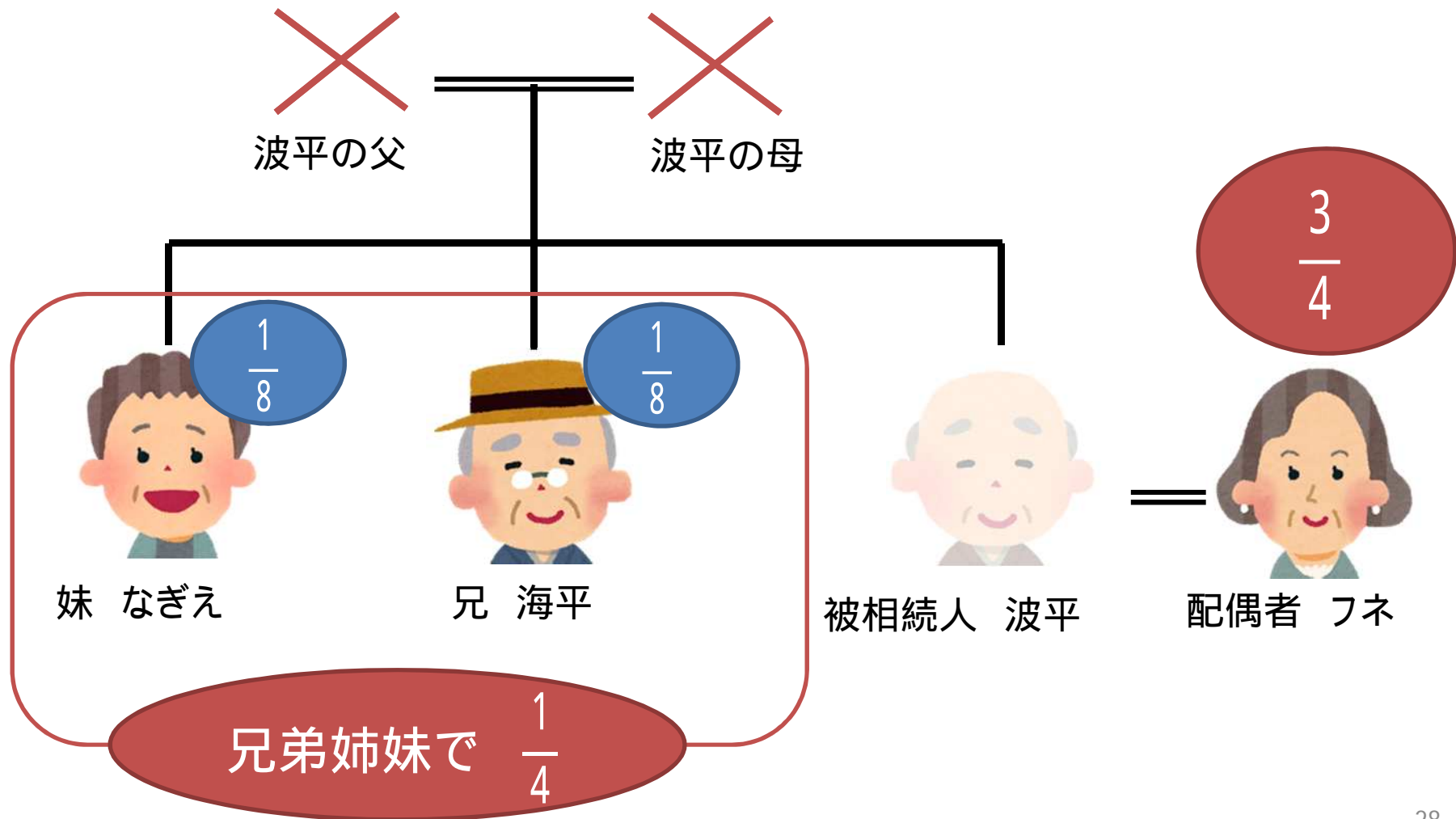
配偶者と子の法定相続分



配偶者と直系尊属の法定相続分



配偶者と兄弟姉妹の法定相続分



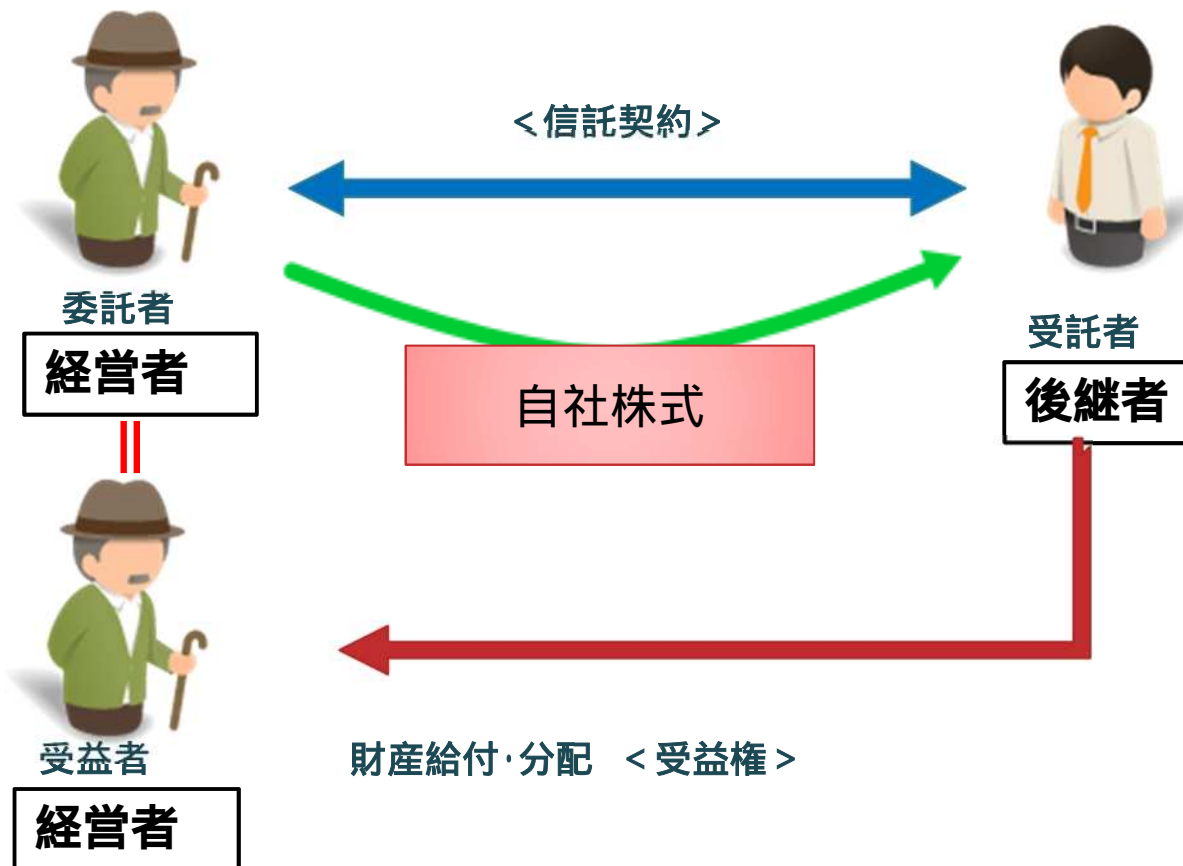
自社株式の相続

- **法定相続人全員で遺産分割協議をして、株式を相続する人を決めなければならない。**
- **遺産分割協議に時間がかかったり、まとまらないと、会社経営に支障がでる**
- **対策は、遺言書を書いておくか、家族信託を組んでおくか**

家族信託の優位性

	家族信託	遺言書
認知症対策	できる	できない
遺言書の書き換えが可能か？ (後継者の地位の安定)	承継者を変えるには、「経営者と後継者の合意が必要」というような規定も可	後から遺言書を作ると、そちらが優先。後継者の地位が安定しない。
株式(議決権)の分散化対策ができるか？	できる	できない
何代にも渡り承継者を指定できるか？	できる	できない
遺留分の遮断	2次相続以降は遺留分は発生しない説が有力。 1次相続においても遺留分が発生しないという説もある(判例はありません)	各相続において遺留分が発生する

遺言代用信託（帰属権利者）



帰属権利者に後継者を指定

受益者（経営者）が死亡したら、信託を終了して残余財産を後継者に帰属させる規定を作っておく

遺言の代わりになる

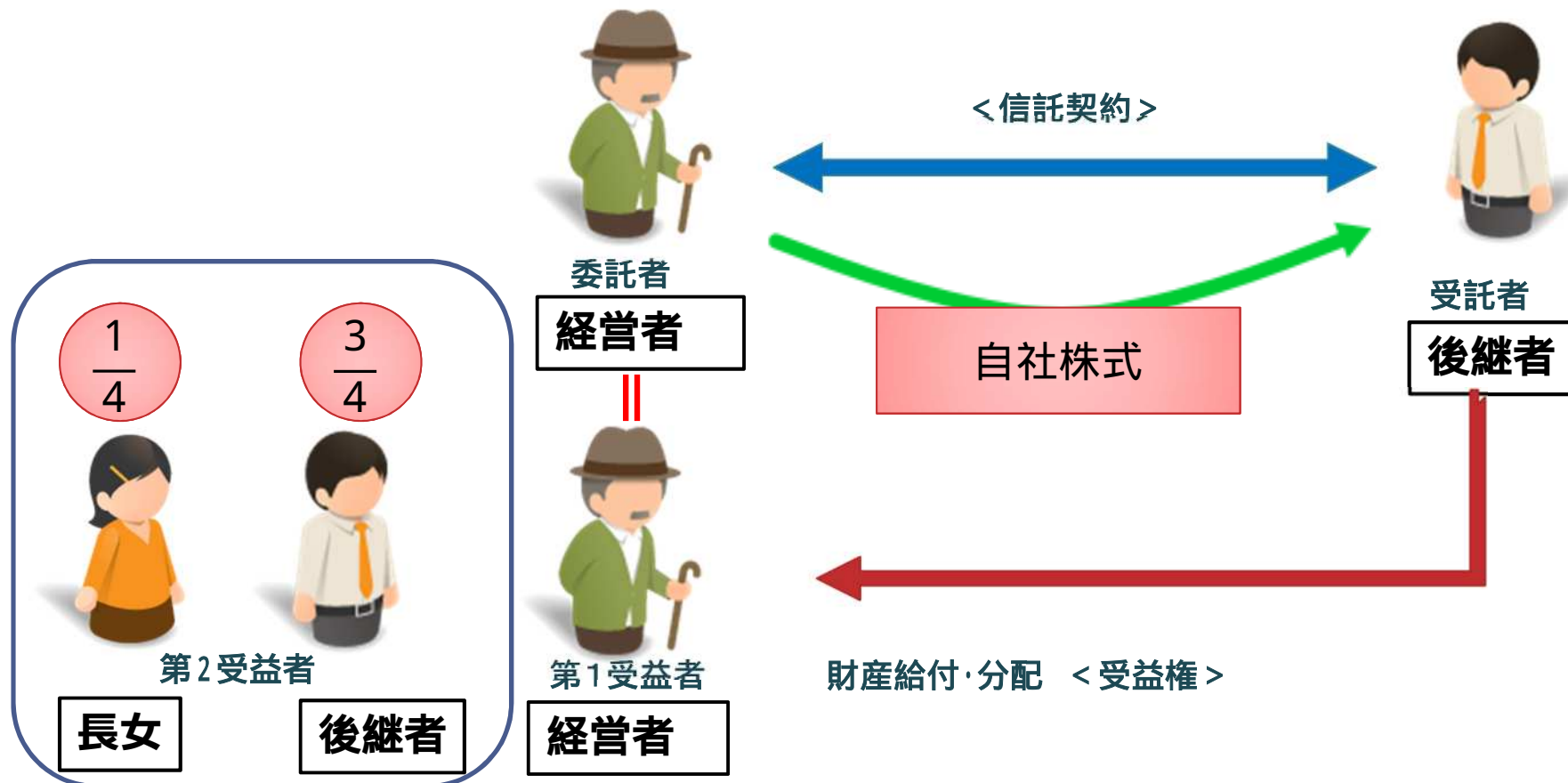
- 経営者（受益者）が死亡したら、信託が終了し、後継者が帰属権利者として、株式を所有権で持つ
- 死亡により信託が終了し、財産が帰属したので、相続税の対象

遺言書に優るポイント

- 経営者（受益者）と後継者（受託者）の合意がないと、帰属権利者を変更できないようにもできる

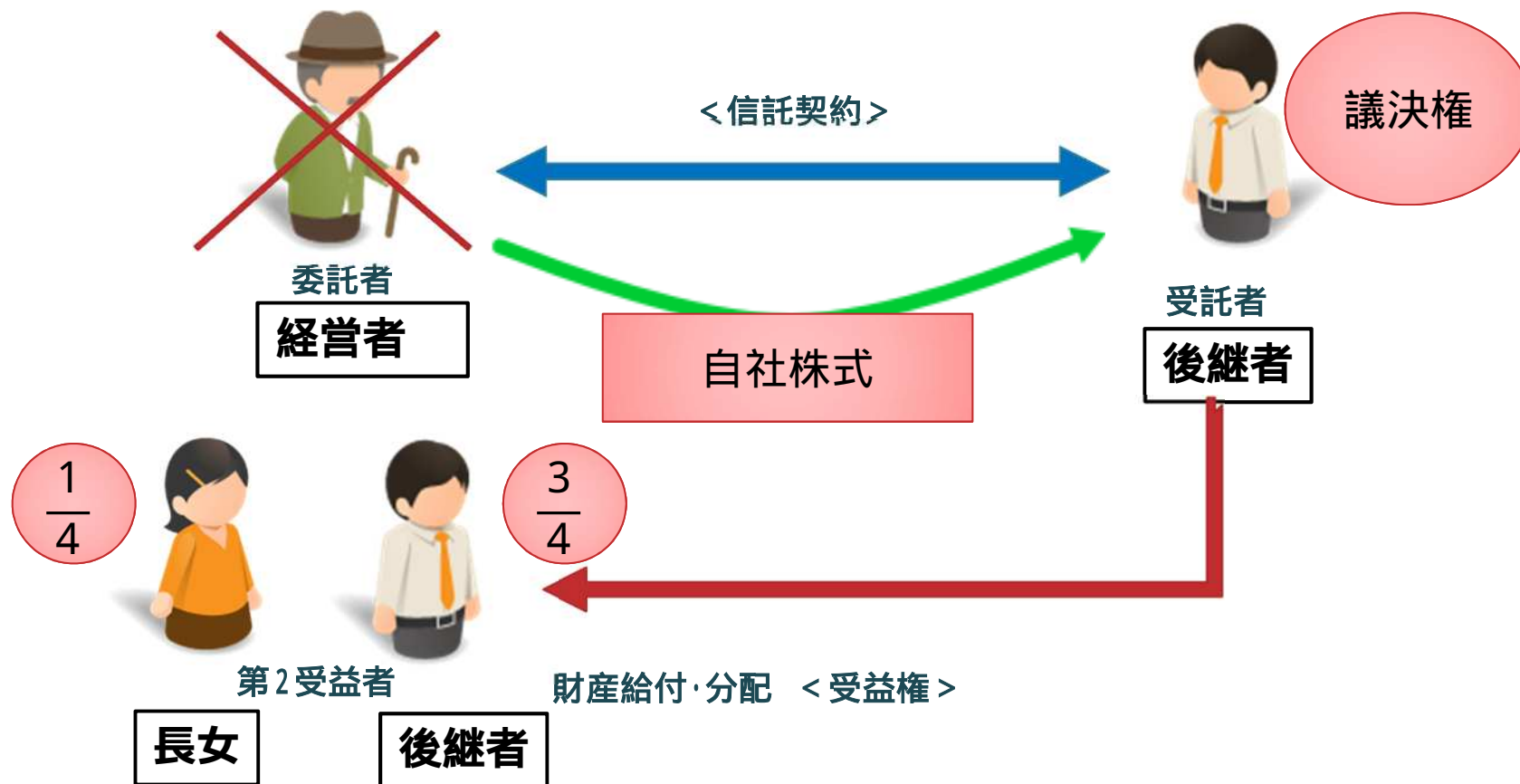
後継者の地位が安定

遺言代用信託（第2受益者の指定）



第1受益者が死亡したら第2受益者に変更
受益者(経営者)が死亡したら、信託を終了せず
に、受益権を第2受益者に移す

遺言代用信託（第2受益者の指定）



- 受益権の割合に応じて、配当から利益を分配していく（配当がなければ分配するものがない）。
- 議決権は受託者（後継者）が単独で行使できる

議決権の分散化対策

- 遺言書の場合は、遺留分を考えて他の相続人にも株式を相続させると、議決権も分散していく
会社経営が不安定に

遺言書に優るポイント

- 家族信託なら、経済的利益を受ける権利と議決権を分けられるので、後継者が受託者として単独で議決権を行使できる
- 配当がないと後継者以外の受益者は、何も受け取れないので、将来的には後継者が他の受益者の受益権を買い取っていくようにするべき

既に分散化した株式の議決権を集約化



二女 ワカメ

自社株式



長男 カツオ

自社株式



長女 サザエ

自社株式

信託

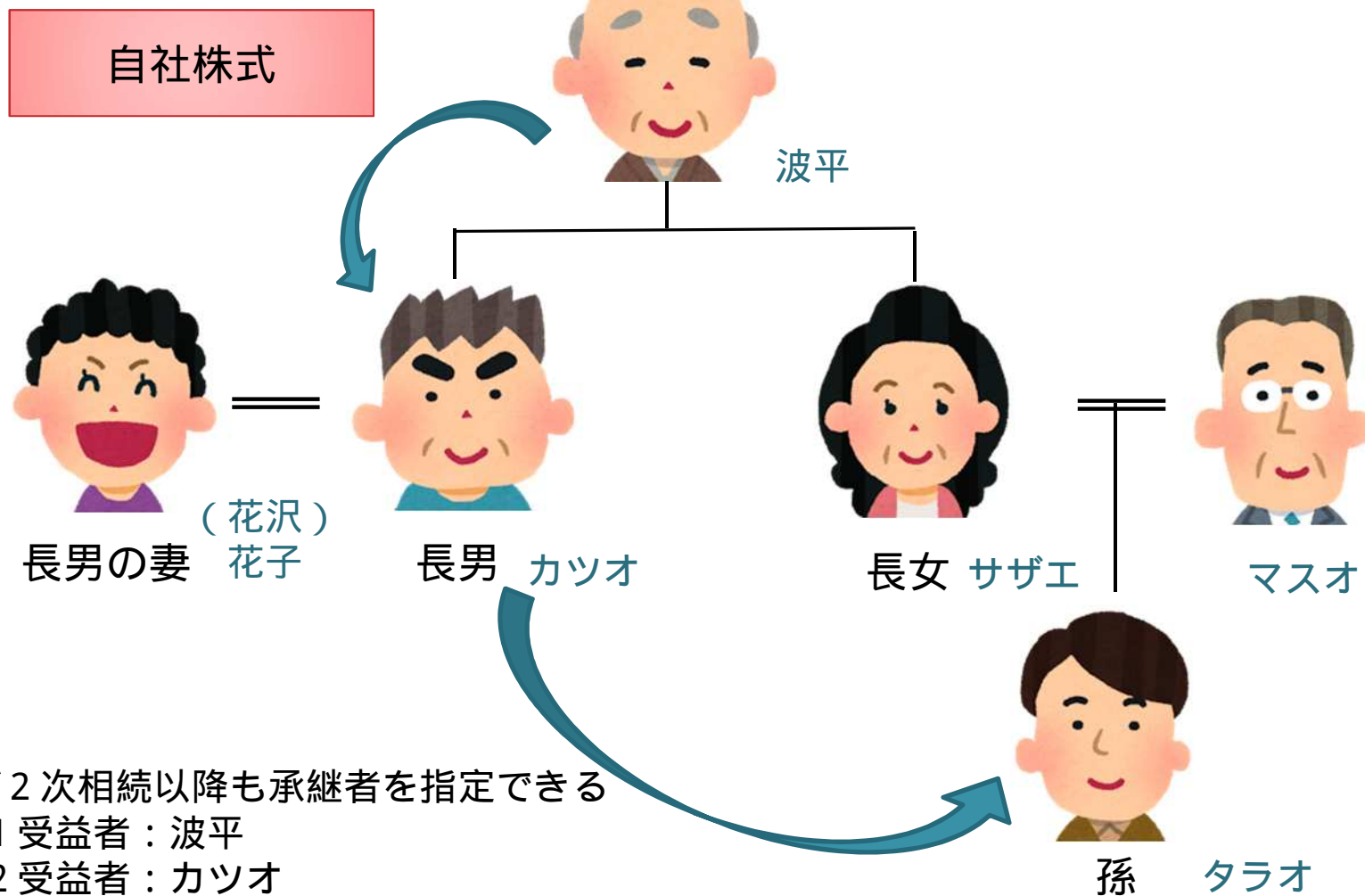


受託者

議決権

- 分散した株式を、受託者に信託する。
- 議決権は受託者が単独で行使する。
- 配当を受益者に分配していく。
- 受益権を相続させていけば、議決権は受託者が単独で行使できる

何代にも渡り後継者を指定 (受益者連続信託)



波平が2次相続以降も承継者を指定できる

- 第1受益者：波平
- 第2受益者：カツオ
- 第3受益者：タラオ

受益者連続信託

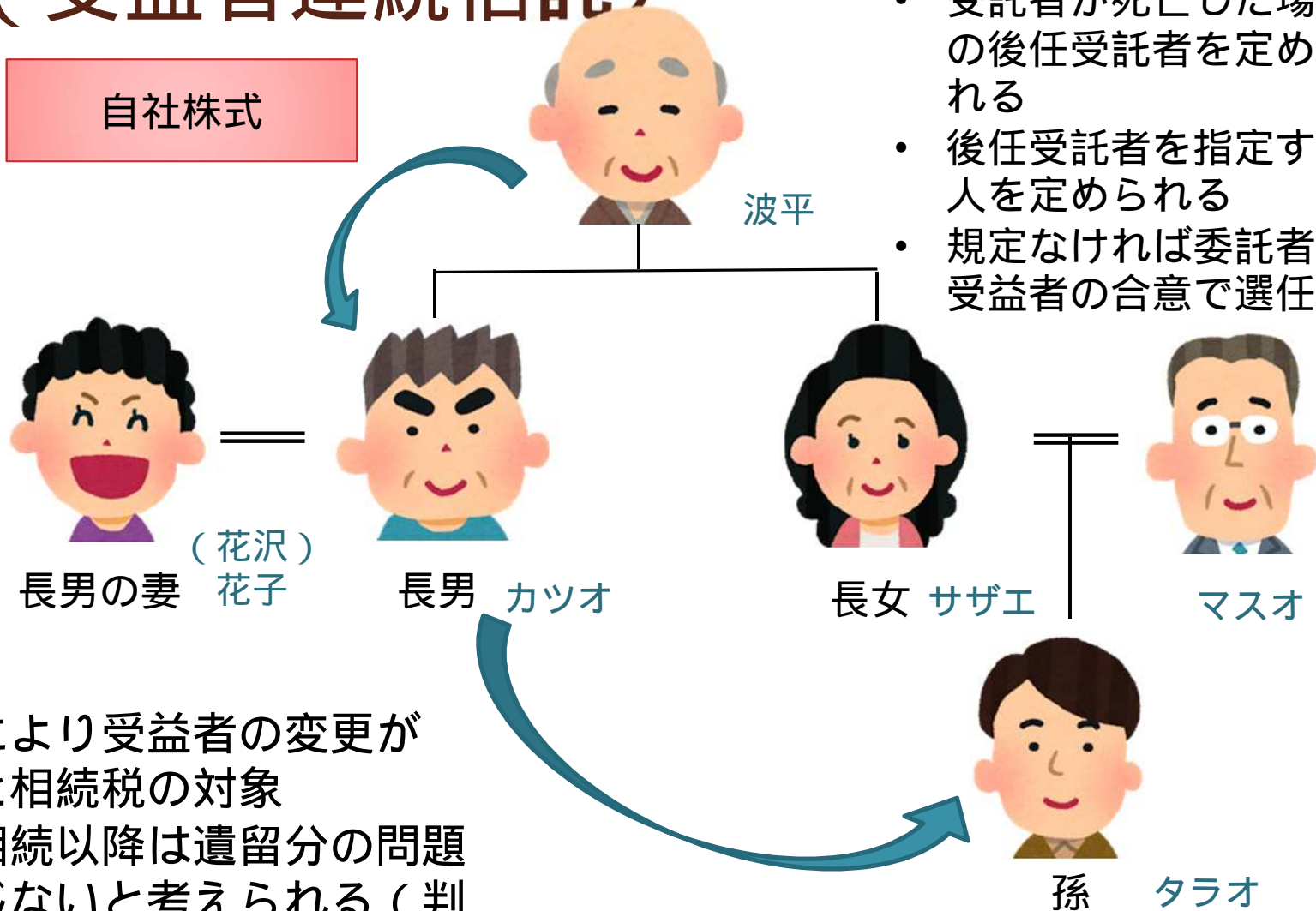
- 通常の遺言では、自分の次の承継者しか決められない。
- 子どものいない夫婦の場合、配偶者側の親族に財産が流出する可能性あり。

遺言書に優るポイント

- 家族信託なら何代にも渡り財産の承継者を指定できる。
- 自分の直系血族のみに財産を承継させることが可能

何代にも渡り後継者を指定 (受益者連続信託)

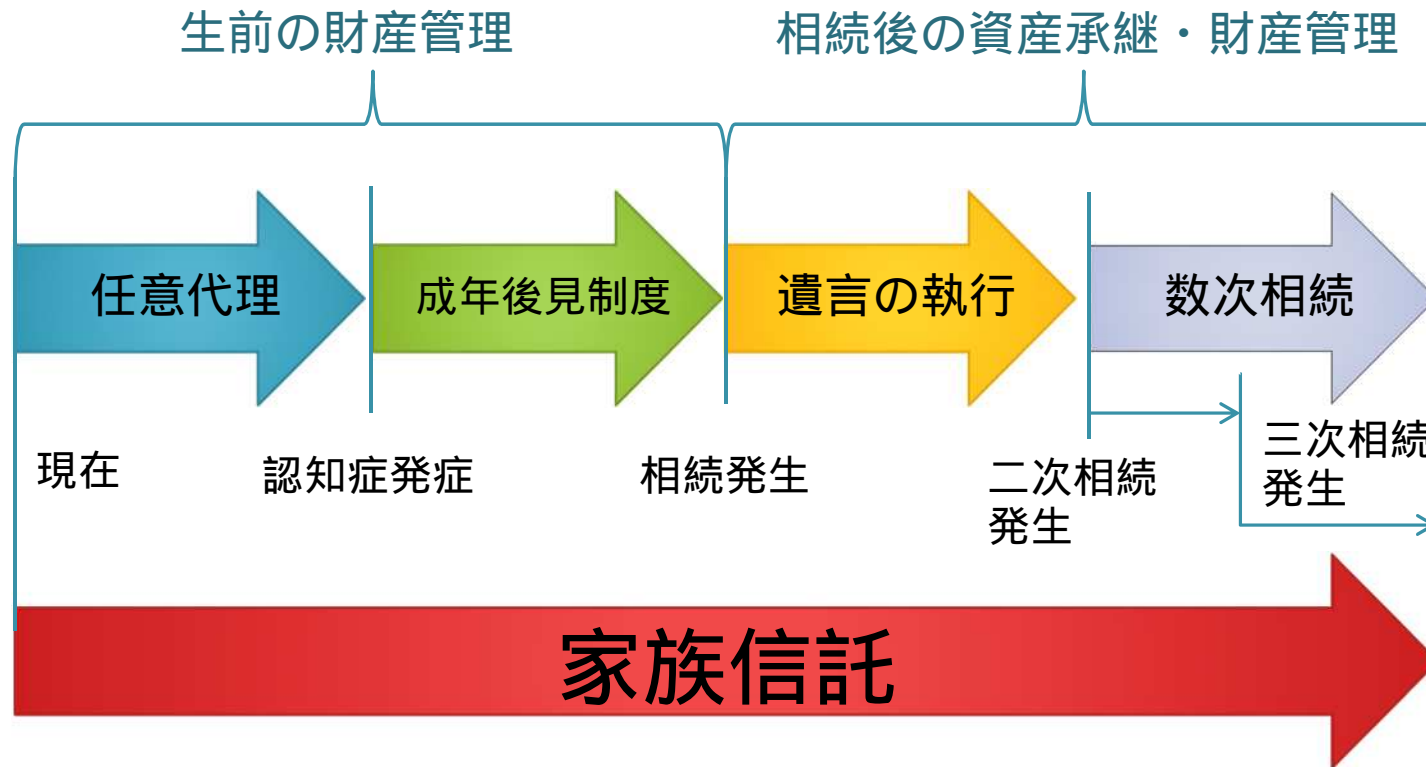
自社株式



- 受託者が死亡した場合の後任受託者を定められる
- 後任受託者を指定する人を定められる
- 規定なければ委託者と受益者の合意で選任

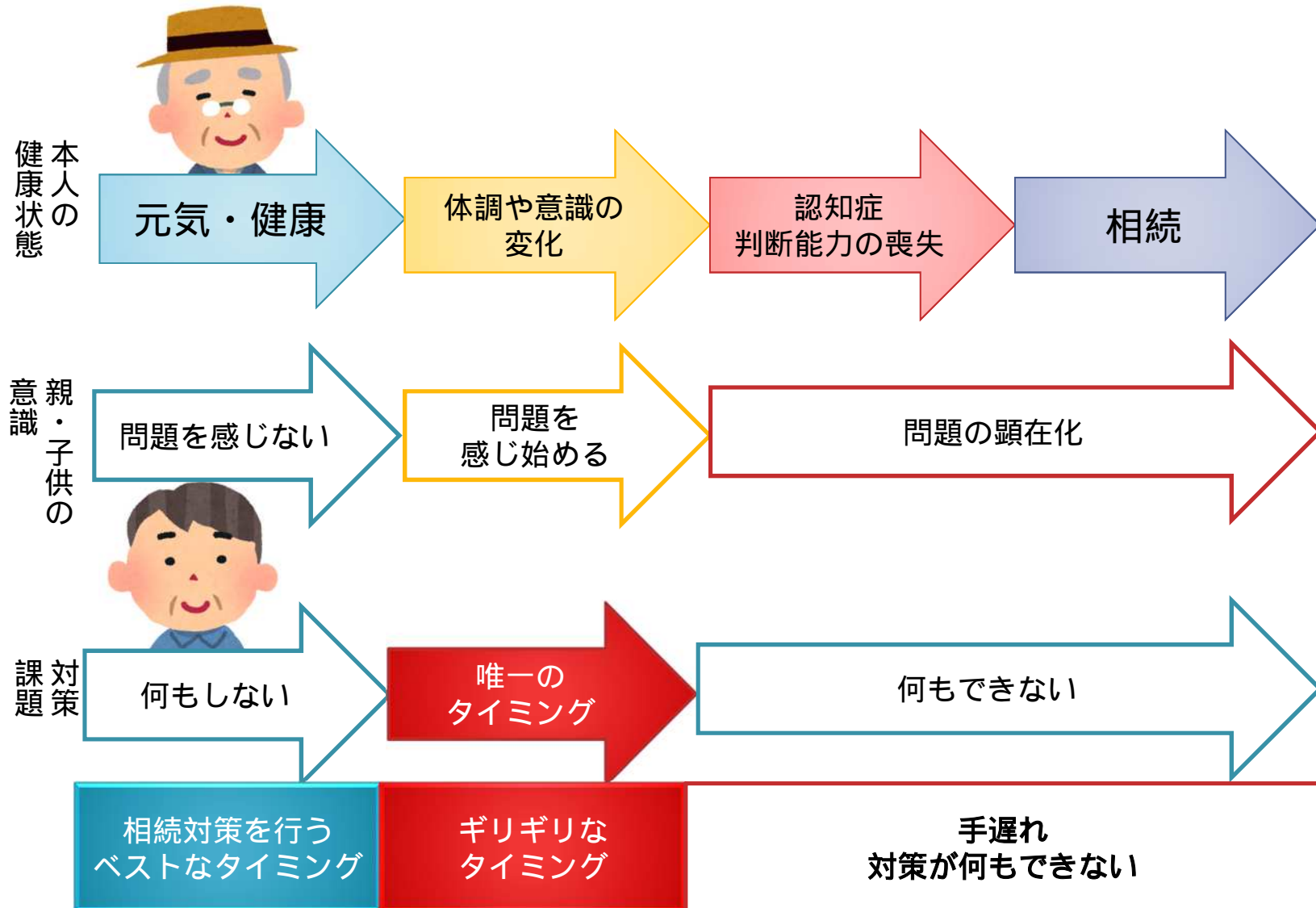
- 死亡により受益者の変更があると相続税の対象
- 2次相続以降は遺留分の問題は生じないと考えられる(判例はない)

家族信託のイメージと機能



- A) 元気なうちから本人に代わり財産の管理・処分を託す《委任契約の代用》
- B) 本人の判断能力低下後における財産の管理・処分を託す《後見制度の代用》
- C) 本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる《遺言の代用》
- D) 通常の民法では無効とされていた二次相続以降の財産の承継先を指定できる

家族信託・相続対策はいつから始めれば良いのか



まとめ

- 株主が認知症になると議決権行使が問題となる。株主の認知症対策には、家族信託がベスト
- 株式の相続問題も、後継者の地位の安定、議決権の分散化対策、遺留分対策の点で家族信託を活用できる
- 何代にも渡って承継者を指定できる

ご清聴ありがとうございました。

家族信託、相続、遺言、成年後見に関するご相談を承っております。

トラブルを防ぐには予防が大事です。

- 相続登記
- 預貯金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 遺言執行
- 相続放棄
- 生前贈与
- 家族信託
- 成年後見の申立
- 成年後見人への就任
- 抵当権抹消
- 会社の設立登記
- 会社の変更登記

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/> 「埼玉東松山の相続サポート」で検索

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

相談は無料です

お電話にてご予約ください

無料セミナー情報

無料セミナー情報をメールでお知らせします。

(セミナーのテーマ：相続、遺言、成年後見、家族信託、空き家問題、相続税など)

下記アドレスに空メールを送るか、ホームページよりご登録ください。

空メール

seminar-apply@souzoku-shiba.com

ホームページより登録
「**東松山の相続勉強会**」で検索

<http://souzoku-shiba.com/seminar/>

セミナー講師のご依頼も承っております。
お問合せ：司法書士柴崎事務所 (TEL 0493-31-2010)